

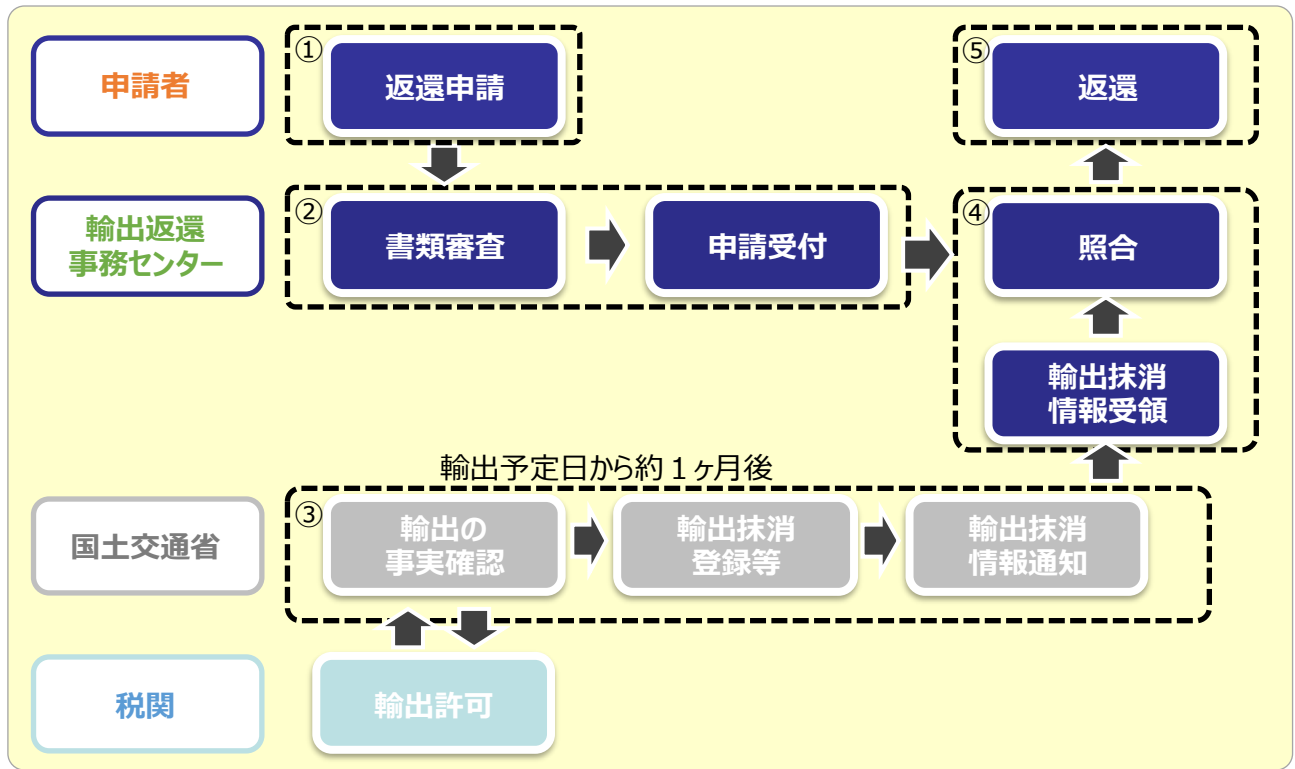
1. 中古車輸出に伴うリサイクル料金返還の概要

- ① リサイクル料金が預託された自動車を海外に持ち出した（輸出）場合、自動車の所有者は所定の手続きを行うことでリサイクル料金の取戻しができます。
- ② 自動車所有者と返還申請者が異なる場合は、輸出抹消仮登録証明書等の名義人による返還申請および返還金の受領に関する委任状の添付が必要です。
委任状のフォームは自動車リサイクルシステムホームページよりダウンロードできます。
http://www.jars.gr.jp/apd/k_entrust_form.pdf
- ③ リサイクル料金が返還されるには、下記二つの条件が必要です。
 - (1) 申請書類の受付
 - (2) 国土交通省等にて行われる輸出抹消登録等※どちらか一方が欠けている場合、返還には至りません。
- ④ リサイクル料金取戻しの権利は、その自動車を輸出した日から2年を経過したとき、時効によって消滅します。
（自動車リサイクル法第78条第2項）
※登録車／届出車の場合 ⇒ 国土交通大臣等による輸出抹消登録日（輸出抹消記録日）から2年
※未登録車の場合 ⇒ 税関長による輸出許可日から2年
- ⑤ 返還申請を行う前に、約款は必ずお読みください。
「中古車輸出に伴う使用済自動車再資源化預託金等の取戻し申請および返還手続に関する基本約款」
http://www.jars.gr.jp/apd/k_shinsei.pdf
- ⑥ 解体自動車（ハーフカット、ノーズカット、ノックダウン等）の輸出の場合は、リサイクル料金の返還はできません。
電子マニフェスト（移動報告）を行わない解体行為や、都道府県知事または保健所設置市長の許可を受けていない業者による解体行為は、自動車リサイクル法違反になります。



2. リサイクル料金 申請から返還までの流れ

リサイクル料金は、国土交通省より送付される「輸出抹消情報」を自動車リサイクルシステムで受領し、申請受付情報との照合が完了した翌月に返還されます。



① 申請

必要書類を揃え、公益財団法人 自動車リサイクル促進センター（以下JARCと称する）へ送付することにより申請を行います。

② 審査と受付

申請された必要書類に不備がないかJARCで審査を行います。
不備がなければリサイクルシステム上へ登録を行い、申請受付します。
申請書類内容に不明な点があった場合は輸出返還事務センターより申請者に対して電話等で問い合わせをする場合があります。なお、明らかな書類不足や不備がある場合は申請書および添付書類の全部または一部を返送します。

③ 輸出抹消登録等(輸出の記録)

国土交通省は税関に対し輸出の事実確認を行います。確認後、輸出抹消登録等を行います。
その後、輸出抹消登録等についての情報が輸出予定日から約1ヶ月後にリサイクルシステムへ通知されます。

④ 申請情報と輸出抹消登録等の情報の照合

リサイクルシステムで受領した輸出抹消登録等の情報と、受付られた申請情報が照合されます。



※輸出許可手続きの状況等により輸出抹消登録等を受領出来ない場合があります。
(例、「部品」として輸出許可されている場合等)

※受付された申請でも以下の場合は約款に基づき返還不可決定を行う事があります。

1. 申請受付日から起算して12ヶ月を経過しても国土交通省等から輸出抹消登録等の提供が受けられない場合
2. 車両所有者の委任に基づく申請において委任の事実疑義が生じた場合
3. その他、申請書類の内容と事実が異なることが判明した場合

⑤ リサイクル料金の返還

申請書類が受付され、国土交通省等において輸出抹消登録等がなされた申請車両は、毎月末にとりまとめられ翌月25日（25日が土日・祝日の場合は前営業日）に申請者が指定した口座に振り込まれます。返還金額は各車両の再資源化預託金等の額と利息の合計額から輸出取戻し手数料を差引いた金額となります。

確認ポイント

輸出予定日の設定

- ・輸出抹消仮登録証明書
- ・輸出予定届出証明書

輸出抹消仮登録証明書 / Export Certificate

輸出予定日(証明書有効期間満了日)
Export scheduled day

平成 30 年 10 月 25 日
2018 year month day

輸出予定日・輸出抹消登録（輸出の記録）・返還月の関係

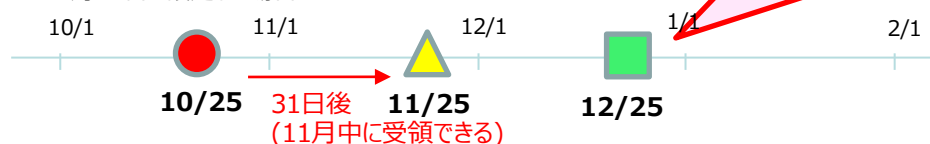
リサイクル料金の返還に必要な輸出抹消登録等情報は、通常、輸出予定届出証明書等を取得する際に設定した「輸出予定日」の約1ヶ月経過後（31～32日後）に国土交通省等から受領し、さらにその翌月25日（土日祝日の場合は前営業日）に返還されます。

「輸出予定日」を月末に設定した場合、輸出抹消登録情報等が「輸出予定日」の翌月に受領出来ず返還月が遅くなることがありますので、「輸出予定日」は「25日」頃に設定することをおすすめします。

<「輸出予定日」を10月31日に設定した場合>



<10月25日に設定した場合>



「輸出予定日」を月末より数日早め、「25日」頃に設定することで、「輸出予定日」の翌月が輸出抹消登録等情報の受領月になります。

上記のように、設定した「輸出予定日」は返還月に影響します。

「輸出予定日」は最長6ヶ月先まで設定できますが、長くなるほど返還月が遅くなりますのでご注意ください。

※輸出許可手続きの状況等により輸出抹消登録等情報を受領出来ない場合があります。

3. 返還申請方法

(1) 申請の種類

返還申請の方法は、一般申請（非登録事業者申請）かパソコン申請（登録事業者申請）のいずれかになります。また、それぞれ輸出取戻し手数料がかかります。パソコン申請は、申請内容の確認・入力・可否通知などにかかる作業の違いから、一般申請よりも手数料が安くなっています。

申請区分	申請書の作成方法等	申請手数料
一般申請 (非登録事業者申請)	自動車リサイクルシステムホームページから申請書 （「再資源化預託金等の取戻し申請書」）を ダウンロードし、手書きまたはパソコンで必要事項を 入力・印刷して必要書類とともに郵送する方法	464円＋消費税／台
パソコン申請 (登録事業者申請)	予め自動車リサイクルシステムへ事業者登録を行っ ていただいた上で、申請車両をリサイクルシステム ホームページにて検索・表示・印刷して必要書類とと もに 郵送する方法	210円＋消費税／台

確認ポイント

申請方法は、パソコンでの申請（登録事業者申請）がおすすめです。

PCで簡単に
申請書作成



手数料が安い

返還通知明細の
ダウンロードが可能

申請状況をオンラインで
確認可能

登録無料

事前に事業者登録を行うことでパソコン申請（登録事業者申請）が可能となり、便利でお得に書類の作成ができます。また、輸出台数が多く継続的に申請を行う方におすすめします。

※事業者登録の詳細については下記サイト、または本マニュアルの第3章をご確認ください。
<http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg1000.html>

※事業者登録にあたっては必ず約款をご確認ください。
「中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請事業者登録約款」
http://www.jars.gr.jp/apd/k_jigyousya_yakkan.pdf

(2) 返還申請に必要な書類

自動車リサイクル法施行規則第76条第2項に基づき、下記書類が必要です。
※申請書類に不備がある場合、申請書類の全部又は一部を返送いたします。

①	再資源化預託金等の取戻し申請書 ・申請書は一般申請（非登録事業者申請）とパソコン申請（登録事業者申請）のいずれかとなり、それぞれ申請書フォームが異なります。 ・一般申請書および作成方法は自動車リサイクルシステムからダウンロードしてご確認ください。 http://www.jars.gr.jp/apd/k_henkan.pdf ・払込先金融機関は全国銀行協会に登録している金融機関に限定されます。 パソコン申請書の作成方法は、本マニュアル第2章をご確認ください。
②	輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録事項等証明書、検査記録事項等証明書いずれかの写し （当該自動車が出荷された旨または輸出が予定されている旨が記載されているもの） ・未登録車の場合は不要です。 ・自動車所有者と返還申請者が異なる場合は、輸出抹消仮登録証明書等の名義人による返還申請および返還金の受領に関する委任状の添付が必要です。委任状については、11ページをご確認ください。 ・婚姻や相続、または法人合併等により自動車所有者と返還申請者が異なる場合には、公的書面の添付が必要です。（例：登記事項証明書等、発行から3ヶ月以内）
③	輸出許可通知書の写し（当該自動車の車台番号の記載あるものに限る） ・輸出許可通知書の写しに「輸出許可自動車情報」を添付してください。 ・「輸出許可自動車情報」に車台番号が記載されていない場合は、関連する「INVOICE」を添付してください。 ・複数の申請車台が記載されている場合は、1通で共通書類として添付可能です。 ・輸出許可通知書の写しは、構成する枚数全てを提出してください。
④	船荷証券または運送契約書の写し（当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る） 例：Bill of Lading、Sea Waybill、Air Waybill ・複数の申請車台が記載されている場合は、1通で共通書類として添付可能です。 ・船荷証券または運送契約書の写しに車台番号の記載がない場合は、「PACKING LIST」もしくは「INVOICE」、または「ATTACHED SHEET」を添付してください。

(3) 必要種類の詳細

① 再資源化預託金等の取戻し申請書(原本)

非登録事業者申請（一般申請書）

非登録事業者申請(一般申請)を利用するには、自動車リサイクルシステムホームページより申請書フォーム・記入例をダウンロードし、必要事項を入力または記入し作成してください。
http://www.jars.gr.jp/apd/k_henkan.pdf

記入例

ホチキス留め不要

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 行

再資源化預託金等の取戻し申請書

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第76条第1項に基づく再資源化預託金等の取戻しについて、
「中古車輸出に伴う使用済自動車再資源化預託金等の取戻し申請及び返還手続に関する基本約款」に同意のうえ下記の通り
申請いたします。

1 申請日 西暦 2021 年 4 月 1 日

2 申請者

氏名又は名称
(自動車の所有者名) ○○自動車 株式会社

3 郵便番号 140-0000

住所 東京都港区○○123-456

4 連絡先電話番号 03-○○○○-○○○ 5 担当者名 東京 太郎

6 車両情報

車台番号/整備記録番号 ABC123-456789

7 リサイクル券番号 90001000-0000

8 再資源化預託金等の額
(実金管理料金は除く)

①シュレッダーダスト料金	10000
②エアバッグ類料金	3000
③フロン類料金	2000
④廃棄管理料金	130
合計額(①+②+③+④)	15130

9 受取口座

ゆうちょ銀行以外の場合

金融機関名 ○○ ☒ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 支店名 東京 ☐ 本店 ☒ 支店

金融機関コード 1234 支店コード 567

口座種別 ☒ 普通 ☐ 当座 口座番号 1234567

口座名義人 (フリガナ) マルマルシドウシャ (カ)
○○自動車 株式会社

10 ゆうちょ銀行の場合

通帳記号 通帳番号

通常貯金 (はるる) 1 0 -

口座名義人 (フリガナ)

【お問い合わせ先】
自動車リサイクルコンタクトセンター TEL:050-3785-7755 9:00~18:00 (土日祝日・年末年始等を除く)
【申請書の送付先】
〒106-6789 東京都港区西新橋3-22-6 足利屋郵便部 交付
JARC 輸出返還申請書受付係
※信書扱いとなりますので、必ず郵便や信書便事業者による各種信書便にてお送りください。



【作成上の注意点】

- ・リサイクル料金の取戻し申請ができる期間は、輸出した日から2年間です。
- ・申請書は、PDFへ直接入力もしくは印刷後に記入し、作成してください。
- ・記入例のとおり、申請書は全ての項目に漏れや相違がないようご記入ください。
- ・申請書類はホチキス留め不要です。全てA4サイズでご提出ください。
- ・必要書類不足や申請書記入漏れは、書類不備として返送します。

<<再資源化預託金等の取戻し申請書記入例>>

①	申請日	申請年月日をご記入ください。
②	氏名又は名称 (自動車の所有者名)	自動車の所有者名（ただし、備考欄に一時抹消中の所有者の記載がある場合は、一時抹消中の所有者名）をご記入ください。 ※申請者と所有者が異なる場合は、委任状が必要です。
③	住所	住所をご記入ください。 ※返還月の20日頃には、「再資源化預託金等の取戻し審査結果通知書および車両詳細」を送付します。
④	連絡先電話番号	連絡の取れる電話番号をご記入ください。
⑤	担当者名	実務ご担当者名をご記入ください。
⑥	車台番号／職権打刻番号	車台番号または職権打刻番号を全桁ご記入ください。
⑦	リサイクル券番号	リサイクル券番号をご記入ください。
⑧	再資源化預託金等の額 (資金管理料金は除く)	リサイクル料金をご記入ください。自動車リサイクルシステムHPより、リサイクル料金額や預託状況を確認することができます。 自動車リサイクルシステム トップページ > 自動車ユーザーの方へ あなたの車のリサイクル料金は？ をクリック
⑨	ゆうちょ銀行以外の場合	金融機関口座は国内のものに限ります。 口座名義人と申請者が同一である必要があります。 金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人をご記入ください。 ※口座番号は右詰めでご記入ください。
⑩	ゆうちょ銀行の場合	口座名義人と申請者が同一である必要があります。 通帳記号番号・口座名義人をご記入ください。 ※通帳番号は右詰めでご記入ください。

確認ポイント

口座情報は必ず通帳どおりご記入ください。

受取口座名義（フリガナ）が正しく記入されていない場合、振込みできず返還が遅れることがあります。円滑に返還されるよう、記入漏れや相違がないようにしてください。

※ 不明な場合、通帳コピー（表紙を1枚めくったページ）を申請書類に添付してください。

<通帳の表紙>

預金通帳	
567 1234567	〇〇自動車 株式会社 様
〇〇銀行	

<表紙を1枚めくったページ>

〇〇銀行をご利用いただきありがとうございます			
お名まえ マルマルジドウシャ (カ サマ)			

発行日	店番	科目	口座番号
20-08-25	* 567	普通	1234567

登録事業者申請(パソコン申請書)

登録事業者申請(パソコン申請)を利用するには、予め自動車リサイクルシステムに申請者の登録を行う必要があります。登録完了後、パソコンから申請書を作成し印刷が可能となります。

※申請書作成方法・登録手続きは、本マニュアル第2章(申請書作成方法)・第3章(登録手続き)をご確認ください。

ホチキス留め不要

再資源化預託金等の取戻し申請書

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 行

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」第78条第1項に基づく再資源化預託金等の取戻しについて、「中古車輸出に伴う使用済自動車再資源化預託金等の取戻し申請及び返還手続に関する基本約款」に同意のうえ下記の通り申請いたします。
(基本約款のURL「http://www.jars.gr.jp/apd/k_shinsei.pdf」)

2021年 6月 3日


1. 申請者情報

事業所コード	100002700117
事業者名	999リサイクル 株式会社
事業所名(屋号)	999リサイクル 株式会社
住所	〒284-0032 千葉県四街道市吉岡999
電話番号	910-0002-7001
① 担当者名	リサイクル 木村

2. 申請情報

申請番号	KT2021052800005
② 取戻し申請仮申請日	2021/05/28

3. 車両情報 (この枠内にはチェックなど書き込みをしないようにお願いします。)

③ 車台番号	A81-1234567
車両区分	軽自動車
登録番号/車両番号	足立 580き4753
リサイクル券番号	9999-0000-1111

4. 預託金額情報

品目	金額
シュレッダーダスト料金	¥4,620
エアバッグ類料金	¥2,280
フロン類料金 ^(注)	¥2,030
情報管理料金	¥230
料金合計	¥9,160

(注) 自リ対対象外品回収取戻の場合、フロン預託金は「0円」になります。

5. 口座情報

金融機関コード	9999
支店コード	999
口座種別	普通
口座番号	0870199
口座名義人	999リサイクル (カ)

KUBR0010

確認ポイント

①担当者名

申請者または担当者名をご記入ください。

※ 押印は不要です。

②仮申請日

再資源化預託金等取戻し申請書は仮申請から1ヶ月以内が書類送付期限です。送付期限が切れた場合は、仮申請が無効になりますのでご注意ください。

③車台番号

申請希望の車台番号で間違いがないかご確認ください。

② 輸出抹消仮登録証明書等(コピー)

運輸支局等で発行される以下4点のうち、いずれか1点をご提出ください。

輸出抹消仮登録証明書

輸出予定届出証明書

登録事項等証明書 (登録自動車)

検査記録事項等証明書 (軽自動車)

確認ポイント

- ①書類名称
輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、
登録事項等証明書、検査記録事項等証明書、
いずれかの写し
- ②車台番号
申請書記載の車台番号と一致していること
- ③所有者名
所有者が申請者と同一名義であること
- ④輸出の記録
登録事項等証明書または検査記録事項等証明書は
備考欄にて輸出の事実が確認出来ること



自動車所有者と返還申請者が異なる場合、
別途委任状の添付が必要です。委任状
フォームは、自動車リサイクルシステムホーム
ページより入手できます。

次ページをご確認ください。

委任状（原本）

自動車所有者と返還申請者が異なる場合、別途委任状の添付が必要です。
委任状フォームは、自動車リサイクルシステムホームページより入手できます。
http://www.jars.gr.jp/apd/k_entrust_form.pdf

記入例

委任状 ①

委任日 西暦 2018 年 12 月 10 日

1) 委任者（車両所有者）

② 氏名又は名称 東京 太郎 ③

④ 住所 東京都港区〇〇1-1-1

※「輸出抹消仮登録証明書」「輸出予定届出証明書」「輸出記録簿等証明書」に「抹消」の記載がある所有者。
（ただし、備考欄に一時抹消中の所有者の記載がある場合は、一時抹消中の所有者を指す。）

私は、下記2)の者を代理人と定め、使用済自動車の再資源化等に関する法律第78条第1項に基づき再資源化再託金等の取扱い申請及び払戻し請求の受領に関する一切の権限を委任します。

2) 法律第78条第1項申請者

⑤ 氏名又は名称 〇〇自動車 株式会社

⑥ 住所 東京都品川区〇〇123-456

3) 申請車両数（計 20 台） ⑦

台数	車台番号	台数	車台番号
1	ABC123-456789	16	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇
2	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	17	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇
3	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	18	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇
4	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	19	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇
5	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	20	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇
6	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	21	
7	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	22	
8	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	23	
9	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	24	
10	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	25	
11	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	26	
12	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	27	
13	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	28	
14	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	29	
15	XXX-〇〇〇〇〇〇〇〇	30	

①	委任日	委任状を作成された年月をご記入ください。
②	氏名又は名称 （車両所有者）	委任者（車両所有者）の氏名又は名称をご記入ください。 ※「輸出抹消仮登録証明書」「輸出予定届出証明書」等に記載のある所有者（ただし、備考欄に一時抹消中の所有者の記載がある場合は、一時抹消中所有者を指す）。
③	捺印欄	委任者（車両所有者）の印を押印ください。「認印・実印」等の指定はありません。
④	住所	委任者（車両所有者）の住所をご記入ください。
⑤	氏名又は名称 （申請者）	申請者の氏名又は名称をご記入ください。
⑥	住所	申請者の住所をご記入ください。
⑦	申請車両台数	委任状へ記載の車両台数をご記入ください。
⑧	車台番号	車台番号又は職権打刻番号をご記入ください。



【作成上の注意点】

- ・PDFへ入力もしくは印刷後に記入し作成してください。
- ・印刷後に委任者（車両所有者）の押印をしてください。
- ・記入例通り、全ての項目に漏れがないようご記入ください。
- ・記入漏れや申請書との内容相違は、書類不備として返送します。

以下、1)～3)の組み合わせで**いずれか**1点をご提出ください。

GSA/KCP		(1)		輸出許可通知書(大組)		(4)
代表商番 8703	申告種別 LE [1] Z Y	区分 あて宛地図 HAKATA	提出先 01	申告年月日 2018/10/01	申告番号 650 XXXX 0001	
輸出品 99999-XXXXXX 仕向 380-0961		999 RECYCLE CORPORATION 999 Amori-kibishi, Nagano-shi, Nagano-ken				
電話 910-0032-5001						
税関事務代理人 住所		XXXXXXXX CO., LTD. XXXXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX XXXXXX				
代理人 GOSHI GLS&L IMPORTERS CO., LTD. HEAD OFFICE KINOSHITA		通関士コード 2222 地元の名称				
輸出貨物番号		実荷数量 1 NE 貨物重量 4,588.000 TON 容積トン数 104 船舶検査受検荷物の種類 1 貿易形態品目コード 918 載出用番号				
船名電報 船名右内海 船名略 FJMT FJMTA - FJMTA 船主名前記明細表 0010 船主住所明細表 出発予定年月日 2018/10/02 船号船名 R/M		船名(漢字)船名(英字) 1 内国航業社 1 その他 1 1				
輸出品税額納付金 NO		仕入事業号 E-JARC20180505				
輸出来税課番号		仕入事業号(赤字) 仕入事業号 船主 JPY - 587,138 - 8 仕入金額 船主 JPY - 782,321 運賃レート = BPR合計 587,138.00 -				
(0) 00 (1) 00 (2) 00 (3) 00 (4) 00 (5) 00 (6) 00 (7) 00 (8) 00 (9) 00						
パンパング係数 GTWV =						
GOSHI IMPORTERS CO., LTD. 住所 FUJISAWA-KEN FUKUOKA-SHI HIRAKAWA-KU HINOSEKI-FUTO 4-2-17						
コンテナ手帳 型番(4桁) 番番(4桁) 荷主エクシジョンコード 社内取扱番号		倉庫名 & No. 総掛金控番号				
関係諸団体		輸出者(入札)				
開港法第7条の規定により、当会社が申告した貨物の輸出を許可します。 許可年月日 2018/10/01 担当税関職員氏名 検査済証発給時刻 2018/10/01 又は開港場の職員の日次班長とする預知照 (注)この申告若しくは処分について不届きあるときは、その処分があったことを知った日の翌日から罰没して その内容に同意しに対して押印された事実文書は罰没訴訟に於いて無効となる場合があります。						
< 領 得 > 組合会規 品名 肉(豚), GRN, P/BP/09, D/W, 3250002, URB 品名単位 (P/O) N222, 000		統計員用番号 4/R3, BP/09 0 数量(箱) 1 NO		船名等明細表 1		

④ 輸出許可自動車情報
 輸出自動車情報登録番号: A000000000 申告登録号: 650 XXXX 0001 許可年月日: 2018/10/01
 ③ 車両特徴番号
 輸出車体番号: 204XXXXXXXXXX01 ABC10-123456 構成: 1 枚 ? 枚
 (1)
 (2)
 (3)
 (4)
 (5)
 (6)
 (7)

＜輸出許可通知書に輸出許可自動車情報を添付する場合＞

- ①輸出許可通知書（写し）の提出があること
- ②構成枚数が全て揃っていること
- ③申請書記載の車台番号の記載があること
- ④輸出許可自動車情報が輸出許可通知書の添付書類であること

④ 船荷証券等(コピー) ※通称：B/L

Bill of Ladingまたは
Sea way Bill

ATTACHED SHEET または
PACKING LIST等

船会社もしくは
船長のサイン

書類名称

車台番号

※B/Lに車台番号の記載がない場合は要添付

確認ポイント

車台番号が記載されていることをご確認ください。

船荷証券に車台番号の記載がない場合、または車台番号が1字でも相違している場合は、船積みの際に使用した正しい車台番号が記載された書類を、船荷証券へ添付してください。航空機での輸送の場合はAir Way Billなどの運送契約書をご提出ください。

「DRAFT」は船荷証券作成前の書類となるため、正式な船荷証券(BILL OF LADING)・運送契約書(WAY BILL)とは認められません。



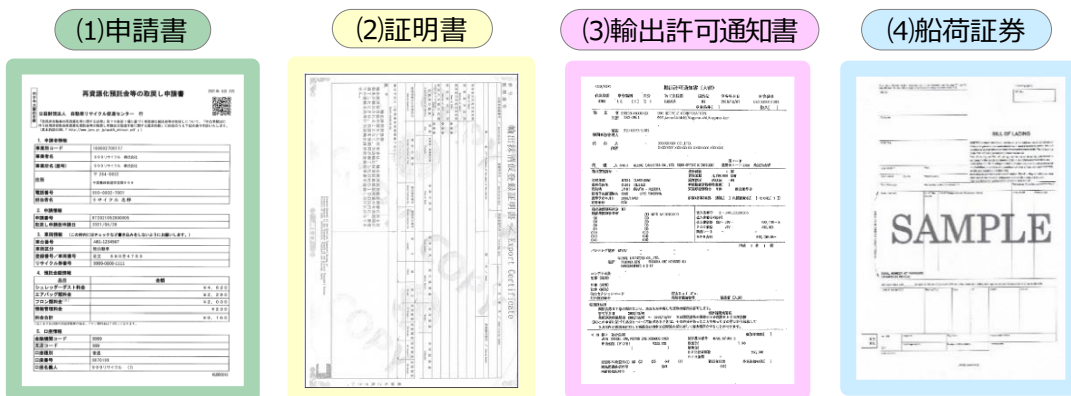
その他、下記書類も正式な船荷証券・運送契約書ではありません。
類似書類にご注意ください。

(例) DRAFT、B/L INSTRUCTION、B/L INFORMATION
SHIPPING ORDER、FAX SERVICE
CHECK B/L、FREIGHT MEMO 等

(4) 申請書類の並べ方

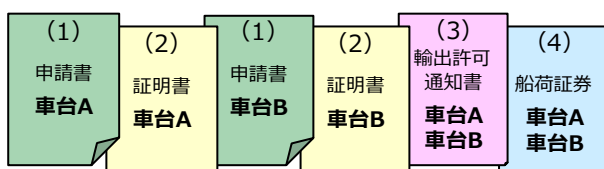
書類の向きを揃え、以下の順番に並べます。※ホチキス留めは不要です。

— 基本 —



— 複数の車台が記載された必要書類を添付する場合 —

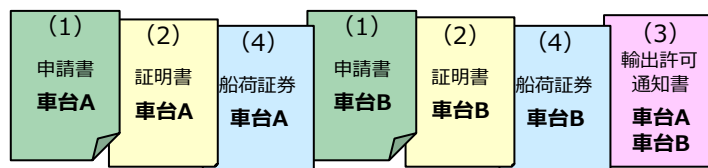
〈例1〉 輸出許可通知書と船荷証券等に複数台が記載されている場合



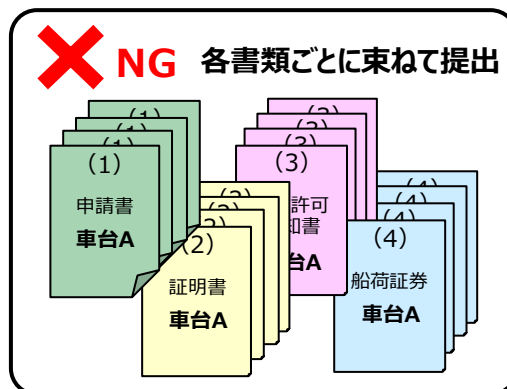
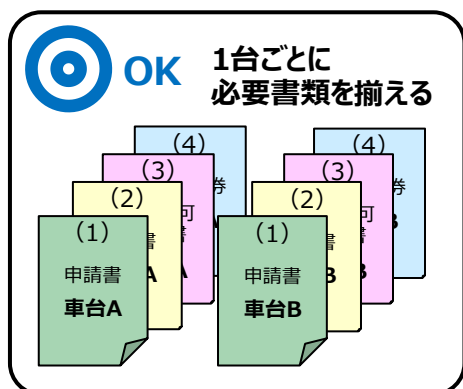
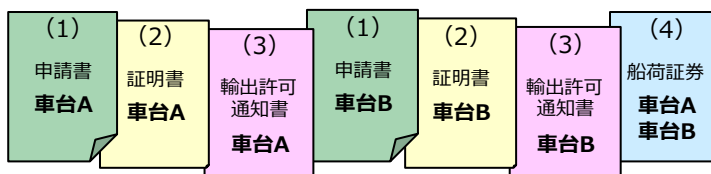
確認ポイント

複数の車台番号が記載されている輸出許可通知書または船荷証券は、**共通書類として1部を添付してください。**

〈例2〉 輸出許可通知書に複数台が記載されている場合



〈例3〉 船荷証券に複数台が記載されている場合



※上記の場合、書類を返却します。

(5) 申請書類の送付

申請書類が用意できましたら、下記送付先へ郵送してください。



申請書類は郵便法により「**信書**」扱いとなります。必ず郵便（定型、定形外、レターパック）や信書便事業者による各種信書便にてお送りください。※ゆうパックや各種宅配便は不可

<送付先とお問合せ先>

送付先	〒105-8799 東京都港区西新橋3-22-5 芝郵便局 郵便部 気付 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 輸出返還申請書受付係
お問合せ先	自動車リサイクルコンタクトセンター TEL：050-3786-7755 受付時間： 9：00～18：00（土日祝日・年末年始等を除く）

(6) 宛先ラベル

申請書類を送る際に切り取ってご利用ください。



〒105-8799
東京都港区西新橋3-22-5
芝郵便局 郵便部 気付
J A R C 輸出返還申請書受付係
電話：050-3786-7755

JARC Yushutsu Henkan Shinseisho
Uketsuke Gakari
c/o Shiba Post Office 3-22-5 Nishi-Shinbashi,
Minato-ku, Tokyo 105-8799
TEL：050-3786-7755